

第 7 章

米国

岐路に立つブッシュ政権

ブッシュ政権は発足以来、米軍の変革とグローバルな再配置を進める一方、9・11 テロ以降、「戦時下の大統領」としてテロとの闘いを強力に推し進めている。第2期ブッシュ政権は、自由と民主主義の拡大方針を維持しつつも、第1期において見られた「単独行動主義」的姿勢を見直し、米国の主導のもとで同盟国・友好国との連携や協調を重視するという現実的路線を追求している。このことは、2006年2月に公表された「4年毎の国防計画の見直し」(06QDR)、および3月に公表された「米国の国家安全保障戦略」(06NSS)において強調された。

ブッシュ政権は、アフガニスタンとイラクを「テロとの闘いの最前線」と位置付け、米軍を駐留させて治安維持、現地の治安部隊の育成などを図っている。イラクでは、イスラム教シーア派とスンニ派の間の宗派抗争の激化が、イラクの治安を脅かす最大の脅威であるという新たな状況が顕在化した。これを受けて、米国内ではイラクの分権化に力点を置いた連邦制による国家統合やイラン、シリアなどの近隣諸国の関与も視野に入れた、イラク政策の見直しを求める声が高まってきている。2006年11月の中間選挙では上下両院とも民主党が勝利し、ブッシュ政権のイラク政策に対する米国民の不満が示された。中間選挙における共和党の敗北を受けて、ブッシュ大統領はラムズフェルド国防長官の辞任を発表し、後任にゲーツ元米国中央情報局(CIA)長官を指名して、新たな視点からイラク問題に取り組む姿勢を表明した。

テロとの闘いに加えて、大量破壊兵器(WMD)の拡散問題への対応においてもブッシュ政権は大きな試練に直面している。とりわけイランと北朝鮮における核問題については、多国間外交による解決を目指しているが、北朝鮮によるミサイル発射や核実験など、極めて深刻な事態となっている。イランや北朝鮮の核武装は国際社会にとって容認できるものではないが、それを阻止するために米国は、見通し得る将来において、政権変更あるいは核開発能力の破壊を狙った軍事攻撃のオプションを残しつつ、多国間の枠組みを活用した外交努力を一層強化していくであろう。

米国は東アジアにおいても、自由の拡大にとって有利な勢力の均衡を

図りつつ、新たな安全保障上の諸問題に対処できる態勢を構築するため、同盟および多国間協力を強力に推し進めている。特に中国の台頭について米国は、国際社会における「責任あるステークホルダー」として中国を受け入れつつも、軍事力拡大の意図に関する不透明性、エネルギー資源の囲い込みなどに対して警戒感を強めている。近年における米印関係の展開もアジアにおける地政学的変化として注目すべきであろう。ブッシュ政権は従来のインドに対する不拡散政策を大きく転換させ、米印関係をグローバルな戦略的パートナーシップとして新たな戦略的次元に格上げした。アジアの安全保障の将来を展望する際、米中関係の展開に加えて、米印関係の動向も注目する必要があるだろう。

1 戦時下における米国の国家戦略

(1) 米国主導下での多国間協力の推進

世界の超大国としての米国は、その比類なき軍事力、経済力、国際的影響力を維持しつつ、長年にわたって国際社会における民主主義と市場経済の拡大を追求してきた。2001年9月11日の同時多発テロ以降、ブッシュ政権にとって、国際テロリズムの脅威が、WMDの拡散や「ならず者国家」から生ずる脅威と相まって、国家安全保障上の最重要課題として認識されるようになった。こうした新しい国際安全保障環境の下、ならず者国家あるいは非国家主体に対しては、従来の抑止が効果を持たないと考えられ、その結果、2002年9月に公表された「米国の国家安全保障戦略」(02NSS)においてはいわゆる「先制行動」の正当性について記述された。米国のイラクに対する軍事力の行使が「先制行動」に当たるとの指摘もあり、国際的にも波紋を呼んだ。第2期ブッシュ政権においては、第1期のときに見られたような単独行動主義的傾向はやや修正され、同盟国・友好国との協力を強化しつつ、現実的な方策によって民主主義の拡大を推進している。

ブッシュ政権は2006年3月16日、06NSSを公表した。ブッシュ政

権による国家安全保障戦略の公表は、2002年9月以来、2度目であり、前回の02NSSを受けて、戦略目標の達成のために取り組んだ具体的政策および今後の課題を提示している。ブッシュ大統領は冒頭の書簡で、06NSSを戦時下における米国の安全保障戦略であると位置付け、テロとの闘いの遂行、民主主義の拡大、世界の主要国との安定した協力関係の構築など、過去4年間におけるブッシュ政権による取り組みを概観し、理想主義的な国家目標を現実的な手段によって実現するというアプローチを唱えている。そして米国の国家安全保障戦略の基本方針として、①世界から圧政を終結させ、民主主義を効果的に推進し、自由貿易および賢明な発展政策を通じて繁栄を拡大するために、自由、正義、人間の尊厳を推し広めていくこと、②大規模感染症の脅威、WMDの拡散、テロリズム、人身売買、自然災害など国境を越える諸問題を解決するためには、多国間による取り組みを効果的に推進することが必要不可欠であり、米国は増えつつある民主主義国家を主導することによってこれらの課題に取り組んでいくこと、の2つを強調している。

今回の06NSSの特徴としては、第1に、米国の国家戦略目標として自由と民主主義の拡大をこれまで以上に強く打ち出していることが挙げられる。民主主義の拡大こそが、「国際的安定の促進、地域紛争の軽減、テロおよびテロを支える過激主義の阻止、平和と繁栄の拡大のために最も効果的で長期的な手段」であるとした上で、北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、ベラルーシ、ビルマ（ミャンマー）、ジンバブエの7カ国を圧政国家として懸念を表明している。また、民主主義を効果的に推進することが重要であるとして、単に選挙の実施のみならず、人権の擁護、法の支配、自由を支える民主的諸制度などの具体的な条件も指摘している。

第2に、テロとの闘いやWMD拡散問題への対処をはじめ、安全保障上の課題に対処する上で、同盟国・友好国との協力、あるいは国際社会としての取り組みが重要であることを首尾一貫して強調している。今回の06NSSでも「先制行動」の位置付けは不変であるとしているが、同盟国・友好国と協調しつつ、外交的な解決策の追求に力点を置いている。核拡

散に関しては、イランと北朝鮮を深刻な脅威として名指しているが、どちらの場合も、軍事的選択肢を残しながらも外交的・平和的解決の重要性をうたっている。また、グローバリゼーションの課題を扱った第10章では、エイズや鳥インフルエンザのような感染症の蔓延、人身売買や麻薬などの不法取引、洪水、ハリケーン、地震、津波といった大規模災害や人的な要因による環境破壊など、いわゆる非伝統的な安全保障上の課題について、国力を結集した取り組み、連邦政府内の省庁間協力、州や地方政府さらに民間部門との連携、危機対処における国際機関ならびに「有志連合」の役割などの重要性を指摘している。

第3に、中国が「責任あるステークホルダー」として正しい戦略的な選択をするように促す一方で、そのようにならない可能性にも備えるという、いわゆる「ヘッジ戦略」が明示されていることも注目される。米国は、平和的で繁栄する国家としての中国の台頭を歓迎しつつも、中国の軍事的拡張の不透明性、世界的なエネルギーの囲い込み、スーダンなど人道上問題を抱える諸国への支援などに対して懸念を表明している。

(2) 21世紀型脅威に対応する戦力態勢の構築

06NSSに先立って2006年2月3日、米国防省は、06QDRを公表した。06QDRは、1997年と2001年に続く3回目で、ブッシュ政権としては2回目のものである。2005年3月に公表された「国家防衛戦略」における戦略的指針に基づいて、今後20年先を視野に入れて作成された包括的な国防計画の青写真である。

06QDRでは米国が直面する安全保障上の課題として、①通常戦力による軍事紛争や軍事競争などの「伝統型」脅威、②テロ、反乱、ゲリラ戦などの非正規型手段による「非正規型」脅威、③WMDを用いたテロやならず者国家による「壊滅型」脅威、④米国の脆弱性につけ込んだサイバー攻撃などの「混乱型」脅威の4つを挙げている。すなわち米国は、通常戦争を含む伝統的脅威に対応できる軍事的優位性を維持する一方で、テロやWMDの拡散などの新たな脅威に対処するための能力の構築を追求

している。具体的には、①テロリストのネットワークの打破、②本土防衛の強化、③中国あるいはインドなど戦略的岐路にある国家の選択の誘導、④敵対国家あるいは非国家主体による WMD の取得あるいは使用の阻止、の 4 つを能力構築の重点分野として特定している。

今回の 06QDR においては、イラク戦争などの経験を踏まえて、戦力規模の考え方に変化が見られた。2001 年の QDR では、いわゆる「1-4-2-1」戦力態勢が採用された。これは、①米国の本土防衛、②世界の 4 つの重要な地域（欧州、北東アジア、東アジア沿岸部、中東・南西アジア）における前方抑止、③同時に 2 つの戦域における敵の打破（うち 1 つにおける体制転換・占領を含む決定的な勝利のためのオプションを保持）、④限定的な数の小規模緊急事態への対処、という 4 つの目的が遂行できる戦力態勢である。06QDR では、この「1-4-2-1」戦力態勢が抜本的に見直され、「伝統型」の安全保障上の課題に対処する能力を維持しつつ、「非正規型」、「壊滅型」、「混乱型」の課題にも対応できる能力を備えた態勢へと重点を移行させている。そして、①本土防衛、②テロとの闘い／非正規戦、③通常作戦の 3 つに焦点を当てた新たな戦力態勢が採用された。この態勢によれば、通常時には前方展開戦力による抑止態勢を維持しつつ共同演習や軍事交流といった安全保障協力を通じて同盟国・友好国の能力構築を図り、非常時には、ほぼ同時に発生する 2 つの通常作戦を行うことになる。ただし、すでに大規模で長期的な非正規型戦闘を行っている場合には、1 つの通常作戦を遂行するとしている。

以上に加えて、06QDR の注目すべき点として、第 1 に、テロとの闘いを、アフガニスタンやイラクにとどまらず、世界の各地に拡散したテロリスト・ネットワークに対する「長期戦」と位置付け、それへの対処能力の強化を強調していることが挙げられる。第 2 に、多様化・複雑化する 21 世紀型脅威に対して、国防省のみ、あるいは米国のみで対処するには限界があることを率直に認め、省庁間の連携・協力や海外の同盟国および友好国との連携・協力の重要性をうたっている。第 3 に、テロとの闘いのため、また WMD の拡散予防措置が失敗した場合にテロリストによる

WMD の取得を防ぎ、WMD を探知・搜索・撤去する能力を強化するため、特殊作戦部隊の 15% 増員、特殊部隊大隊数の増加、海兵隊に特殊作戦軍の創設、無人機 (UAV) 部隊の創設、心理戦部隊・民生部隊の 3,700 人増 (33% 増) などを明記している。つまり伝統的な通常作戦ではなく、見えない敵を特定し、打破する能力や作戦が必要となっていることを示している。第 4 に、中国、ロシア、インドなどについて、「(これら諸国の) 選択が 21 世紀の国際安全保障環境を決定付ける上で主要な要因となる」として重視し、特に中国については、「経済的パートナーであるとともに、責任あるステークホルダー」となることを期待する一方で「米国にとって軍事的に最大の潜在的競争国」であるとして懸念も表明している。また中・長期的将来、中国などが米国に敵対する可能性に備えて、平時には紛争や威圧を抑止し、有事の際には米軍の行動の自由を確保できるような態勢を構築する必要性も指摘している。最後に、アジア太平洋地域の重視が、06QDR の注目すべき点として挙げられる。世界で展開する空母を 12 隻から 11 隻に削減する中で、6 隻の空母および潜水艦の 60% (現在は 50%) を太平洋側に展開させて、アジア太平洋地域における有事対応能力や抑止力の強化が図られている。

欧米のメディア報道や専門家によれば、06QDR には、長期的な国防予算計画が示されていないこと、主要兵器 (F-22 戦闘機、DDX 駆逐艦など) の開発・配備計画についての変更が先送りされていること、テロとの闘いを遂行する上で陸軍兵力が不十分であることなど、厳しい評価も指摘されている。

2 安全保障上の主要課題への取り組み

(1) テロとの闘い——イラクとアフガニスタンを中心に

ブッシュ大統領は 9・11 テロ事件以降、「戦時下の大統領」としてテロとの闘いを強力に推し進めている。06NSS では、アフガニスタンとイラクを「テロとの闘いの最前線」と位置付けているが、現地の治安状況

は以前にも増して悪化しつつあり、米国は依然として大きな困難に直面している。2006年9月26日に部分的に公表された「国際テロリズムの動向」と題する報告書「国家情報評価」(NIE)は、米国主導のテロ対策が、国際テロ組織アルカイダの指導部に深刻な打撃を与え、その作戦を阻止したと評価する一方、イラク戦争によって新しい世代の



ラムズフェルド国防長官(左)の辞任を発表するブッシュ大統領(中央)と後任として指名されたゲーツ元中央情報局(CIA)長官(2006年11月8日)

(White House Photo by Paul Morse)

テロ指導者や活動家が生まれ、米国に対する憎悪が広がり、世界規模のイスラム過激派運動への支持を拡大させていると結論している。2006年11月に行われた中間選挙では上下両院とも民主党が勝利し、ブッシュ政権のイラク政策に対する米国民の不満が示された。中間選挙における共和党の敗北を受けてブッシュ大統領は11月8日の記者会見でラムズフェルド国防長官の辞任を発表し、後任にゲーツ元CIA長官を指名して新たな視点からイラク問題に取り組む姿勢を表明した。ゲーツ氏が12月18日、国防長官に就任した後も、イラク政策の見直しに向けて、イラク駐留多国籍軍のケーシー司令官の交代など軍や外交関係の高官の人事刷新が図られている。

ブッシュ政権は、政治・安全保障・経済の3つの分野を中心にイラクへの支援を行っている。米国家安全保障会議(NSC)が2005年11月に公表した「イラクにおける勝利のための国家戦略」においてイラクにおける勝利は、次のように定義されている。短期的には、テロとの闘い、民主的な政治制度の確立および治安部隊の育成において着実な進展を見せること。中期的には、イラクが立憲政治を定着させ、経済発展を進め、テロと闘い、自国の安全を確保すること。長期的には、イラクが平和で統一され安定した国家として国際社会に組み込まれ、グローバルなテロ

との闘いにおいてパートナーとなることである。そして、①テロリストと武装勢力の打破、②安全保障面におけるイラクの自立支援、③民主政府樹立のためのイラクの国民合意形成への支援、④イラク政府の統治能力育成と必須行政サービス提供を支援、⑤イラク経済の強化を支援、⑥イラクにおける法の支配と公民権の推進を支援、⑦イラクへの国際支援の拡大、⑧多国籍軍の取り組みについて国民の理解醸成および武装勢力の孤立化、という8つの戦略目標を設定し、駐留米軍の戦力態勢についてはイラクの政治プロセスおよび治安部隊の育成の状況次第であるとして、撤退の期限は明示されていない。

イラクの政治プロセスには、着実な進展が見られるものの、混迷した状況は継続している。2005年1月の暫定国民議会選挙、4月のイラク移行政府の発足、10月の新憲法を承認した国民投票、12月の国民議会選挙を経て、2006年5月20日に正式政府が発足した。イスラム教シーア派のマリキ新首相はクルド人やスンニ派などからも閣僚ポストに取り込んで異なる宗派・民族の融和を図ったが、実質的には内相、国家治安相、石油相、財務相ポストなどを獲得したシーア派主導政府といえる。イラク国民議会は2006年10月11日、シーア派に南部油田地帯での自治区設立を可能にする連邦制実施法案を可決した。法案を推進したイラク・イスラム革命最高評議会（SCIRI）はシーア派が集中する南部に自治権を得て石油利権を確保することを狙っているとされ、法案では実際の自治区設立は少なくとも1年半凍結するとされたが、石油資源に恵まれない西部、中部を基盤とするスンニ派は法案に反対した。議会ではその後、シーア派自治区の実現を凍結する間、連邦制を定めた憲法改正、スンニ派に対する公正な石油収入の配分などについて論議が継続している。

イラク新政府が直面する最大の課題は治安の回復であるが、状況は悪化の一途をたどっている。2006年2月22日、バグダッド北方のサーマッラでシーア派のアスカリ聖廟爆破事件が発生し、これをきっかけとしてシーア派とスンニ派との宗派对立・抗争が各地に広がった。武装勢力や民兵組織から脅迫を受けた住民らの多くが避難民化し、その数は2月下

旬には10万人前後に達した。米国防省が8月29日に議会に提出したイラク情勢に関する報告書は、過去3カ月の間にテロや宗派間抗争によるイラク人の死者数は前の3カ月より51%増加、全体の攻撃件数も15%増え、「治安はイラク戦争開戦以来最も複雑な情勢」にあり、内戦には至っていないものの「内戦につながりかねない状況が存在する」と指摘した。また、国連イラク支援団（UNAMI）が9月に公表した報告書によれば、7月から8月におけるイラクの民間人の死者数は6,599人で、1日平均100人以上の民間人が、自爆テロや無差別殺人などで死亡したことになる。実際、アラウィ元暫定政府首相は2006年3月に英BBCとの会見で「イラクはすでに内戦状態で、連日50～60人、あるいはそれ以上の人々が殺されている」と警告した。

米軍はスンニ派武装勢力やアルカイダなどのテロリストを敵として掃討作戦を展開する一方、イラク治安部隊の育成を進めている。2006年6月には、多国籍軍の空爆により、「イラクの聖戦アルカイダ組織」を率いるザルカウィ容疑者の殺害に成功した。ブッシュ政権は13万人から14万人規模のイラク駐留米軍を年内に10万人まで削減することを目指していたが、シーア派とスンニ派の間の宗派抗争の激化が、イラクの治安にとって最大の脅威であるという新たな状況が顕在化してきた。そのために、米軍はむしろ増派を余儀なくされた。アビザイド米中央司令官は2006年9月19日、現在の14万7,000人の兵力を来春まで削減する可能性はほとんどなく、必要であれば兵力増強もありうるとの見通しを示した。スクーマーカー米陸軍参謀長は10月11日、イラク駐留米兵約14万人のうち陸軍は現在の約12万人規模を2010年まで継続する方針を公表した。こうした状況を受けて、ブッシュ政権のイラク政策に対する批判が高まっている。

米外交問題評議会の軍事専門家スティーブン・ビドルは、『フォーリン・アフェアーズ』2006年4・5月号に寄稿した論文で、現在のイラクは、米国がベトナム戦争で経験したような民族主義者の反乱ではなく、「宗派・民族集団間の内戦」であり、米国が武装勢力対策をイラク軍（治安

部隊)や警察に委ねれば、宗派・民族集団間の衝突はさらに悪化すると分析している。スンニ派武装勢力による攻撃の多くがシーア派やクルド人が主力を占めるイラク軍や警察に向けられている以上、そのような治安部隊の強化によって宗派抗争による暴力は一層激化しかねないからである。他方、スンニ派をイラク治安部隊に取り込んだ場合、武装勢力も紛れ込んで部隊が混乱する可能性もある。米国には新しい戦略が必要で、それはイラク軍と警察の整備のペースを遅らせつつ、スンニ派、シーア派、クルド人の軍事的なパワーバランスを操作して彼らを交渉のテーブルにつかせ、妥協を得ることであるとビドルは主張する。

民主党のジョセフ・バイデン上院議員とレスリー・ゲルブ米外交問題評議会名誉会長は、宗派間抗争による暴力の拡大というイラクの新たな現実を踏まえ、これまでのブッシュ政権のイラク戦略を見直し、イラクの分権化を進め、連邦制による国家統合を目指すべきであるとして、以下のような5つの政策提言を発表した。第1に、スンニ派アラブ人地域、シーア派アラブ人地域、クルド人地域から成る3つの自治地域をつくり、それぞれの地域が行政や治安面で責任を持つようにする。中央政府(バグダッド)は国境警備、外交、石油およびガスの生産と歳入の管理分配に関して権限を持つ。第2に、石油歳入の分け前を憲法で保障するなどスンニ派に好条件を提示して連邦制の枠組みに参加させる。第3に、米国からの援助の拡大によって大規模な職業プログラムを策定するが、その援助の条件に人権の尊重を取り入れて、女性とマイノリティーの権利の擁護を図る。第4に、2008年末までに米軍の撤退・再配備に向けた道筋をつけることである。ただし、テロに対処するためには小規模の米軍部隊を残すことは必要である。最後に、米国は国際会議を開催し、イラクの近隣諸国がイラクの国境および連邦制を尊重することを確約する不可侵条約を導き出すことである。バイデン上院議員とゲルブ米外交問題評議会名誉会長は、分権化による連邦制こそが内戦を回避する最後のチャンスであり、ブッシュ政権による従来のイラク政策の継続、または米軍の早期撤退のどちらの選択肢もイラクの治安状況をさらに悪化させ、地

域紛争にエスカレートする危険性すらあると主張する。

ベーカー元国務長官とリー・ハミルトン元米下院議員が共同議長を務める超党派の「イラク研究グループ」は2006年12月6日、イラクに関する報告書を公表した。この報告では、ブッシュ政権のイラク戦略の方針を変更し、米軍の任務の見直し、イラン、シリアなど近隣諸国への働きかけなどを提言している。

他方、アフガニスタンにおいても混迷した状況は継続している。2006年末現在、アフガニスタンの国際治安支援部隊（ISAF）には37カ国が約3万2,000人の兵士を派遣して、北大西洋条約機構（NATO）の指揮の下で掃討作戦などによる治安の確保や復興支援に努めている。NATOは2006年10月、アフガン東部の約1万2,000人の米軍を指揮下に加えて兵力の増強を図り、ISAFの活動範囲はアフガニスタン全土に拡大された。ISAFのほか、約8,000人の米軍を主体とする多国籍軍も掃討作戦やアフガン治安部隊・警察の育成などに携わっている。

2006年に入ってタリバーンによる自爆テロや自動車爆弾テロの激化により、治安の悪化が最大の問題となっている。こうした治安悪化の背景には、米軍およびNATOの兵力不足、インフラ整備など復興支援の遅れ、アフガン治安部隊や警察の不備、タリバーンの資金源となっているケシ栽培の増加、さらにタリバーン勢力がアフガニスタンと国境を接するパキスタン領内で訓練を受け、越境してアフガニスタンに入り込んでいることなどが専門家によって指摘されている。ブッシュ大統領は9月27日、アフガニスタンのカルザイ、パキスタンのムシャラフ両大統領をホワイトハウスに招き、治安対策をめぐり関係が悪化する両国の首脳に対して情報の共有や武装勢力に対する協調行動を強く促した。米国としては、



イラクのマリキ首相と握手をするブッシュ大統領
(2006年11月30日)

(White House Photo by Paul Morse)

カルザイ政権が進める国造り政策、ISAF による治安維持活動への支援のほか、パキスタンとの協力・連携をさらに深めることによってアフガニスタンとパキスタンとの国境地帯の管理の強化を図る必要があるだろう。

(2) 大量破壊兵器（WMD）の拡散防止——イランと北朝鮮

テロとの闘いに加え、WMD の拡散問題への対応においてもブッシュ政権は大きな試練に直面している。ブッシュ大統領は 2002 年 1 月 29 日の一般教書演説で、イラン、イラク、北朝鮮の 3 国を世界の平和を脅かす「悪の枢軸」を構成しているとして、「米国は、世界で最も破壊的な兵器で武装した、世界で最も危険な政権の存在を許さない」と主張した。2003 年 3 月、ブッシュ政権はイラクに対して武力行使によってフセイン政権を打倒したが、大義名分とされた WMD が見つからず、米国の単独行動主義が国際的にも批判を浴びるとともに欧州や中東諸国との関係をこじらせた。この反省に立って、ブッシュ政権は、06NSS においてイランと北朝鮮に関して WMD 拡散の深刻な脅威を及ぼす国として名指して批判する一方、米国主導の武力行使による解決ではなく、同盟国・友好国との協調を重視した多国間外交による解決を目指している。イランの核問題に関して米国は、欧州連合（EU）諸国に加え、ロシアや中国および国際原子力機関（IAEA）などと協調しながら問題の解決を模索しており、他方、北朝鮮に対しては、六者会合および国連を中心とした多国間外交努力による問題の解決を目指している。

2002 年 8 月、イラン反体制派がイラン国内の中部ナタンツなどに秘密の核施設建設があると暴露したことを発端としてイランの核兵器開発疑惑が浮上した。米国はこの問題の国連安保理付託を主張してきたが、英仏独 3 カ国主導による外交努力の結果、2004 年 11 月、イランがウラン濃縮関連活動を停止する見返りとして経済・技術援助を検討する「パリ合意」が締結されるなど進展が見られた。しかしその後、2005 年 8 月に発足したアフマディネジャド政権は、「研究目的」の核関連活動の継続を表明、欧米の反対を押し切って核開発を強行する姿勢を打ち出した。イ

ラン政府は 2005 年 8 月、ウラン濃縮の前段階にあたる転換作業を開始、翌年 1 月には、ウラン転換作業によって製造した六フッ化ウランを使った研究開発を再開すると表明、2 月には、中部ナタンツでウラン濃縮活動の再開を認めた。ナタンツには、濃縮用の遠心分離機を最大 1,000 基収容可能な地上研究施設と、同 5 万基を収容可能な商業用の地下施設があり、現在は地上施設でウラン濃縮活動を実施している。こうした状況を受けて、国連安全保障理事会（以下、国連安保理）常任理事国にドイツを加えた 6 カ国による国連安保理での調整が行われ、3 月にイランの核関連活動の停止を求める国連安保理議長声明が採択された。

国際的な圧力の高まりに抗してイランは 4 月、低レベルの濃縮ウランの製造に成功したと発表した。国連安保理常任理事国とドイツは 6 月、ウラン濃縮関連活動をイランが停止すれば、経済支援をするとした「包括見返り案」に合意し、イランに示した。7 月末、国連安保理はイランに対する制裁警告決議を採択、国連憲章第 7 章（平和の脅威への対応）第 40 条に基づき、イランに研究開発を含めたあらゆるウラン濃縮関連活動およびプルトニウム生産につながる再処理活動の停止を義務付けた。イランが応じない場合には、経済制裁について定めた第 41 条に基づく措置を警告した。イランは 8 月 22 日、包括見返り案への回答書を 6 カ国に提出した。この中でイランは「平和目的の核開発は絶対的な権利である」と従来の主張を強調、条件次第ではウラン濃縮活動の停止交渉に応じる考えを示した。その後、EU はイランとの協議が難航し、10 月には「EU としては制裁を支持する以外の選択肢はない」とする文書を公表した。米国は「検証可能な形でウラン濃縮の完全停止が交渉開始の条件」とする立場を譲らず、イランに対する制裁を求める方針を強めている。8 月 31 日の『ニューヨーク・タイムズ』の報道によれば、米国と EU はイランに対する制裁を強化する第 1 段階として、原子力関連機器の対イラン輸出制限やイランの海外資産の凍結、次の段階としてイラン政府高官の入国制限、世銀の融資制限などを含む制裁を進める案を策定し、関係諸国に働きかけた。他方、中国とロシアはイランへの制裁の動きに対し

て慎重な立場をとっている。米国としては中露との合意が得られない場合、日欧などとの「有志連合」による対イラン制裁を模索することになろう。

米下院の情報特別委員会が2006年8月23日に発表した報告書は、「イランによる核兵器の製造計画を信じるに十分な理由がある」と指摘、今後10年以内に核保有国になる可能性に言及している。イランによる核兵器の保有がもし実現すれば、中東地域のみならず、世界的にも甚大な影響を及ぼすことになろう。元米国務省のマーク・フィツパトリックは英国国際戦略研究所 (IISS) 発行の『サバイバル』誌 (2006 年秋季号) に掲載した論文で、イランの核武装を阻止すべき理由として、①核兵器が実際に使用される可能性、②核兵器がテロリストの手に渡る危険性、③サウジアラビア、エジプト、シリア、イラク、トルコなど近隣諸国も核武装を追求する可能性、④中東地域におけるパワーバランスが欧米に敵対的な専制国家へとシフト、⑤世界の石油供給の不安定化、⑥世界的な不拡散レジームの弱体化、という6つを挙げている。以上のほかにも、イスラエルによる武力攻撃を招く危険性、シーア派主導のイラク政権に及ぼす影響、イランで政変が起こった際の核の管理体制の混乱などが指摘できよう。

従ってイランの核武装は国際社会にとって容認できるものではないが、それを阻止するために米国はイランが高濃度のウランの製造に成功する前に先制攻撃による核関連施設の破壊、あるいはイランの政権変更を考慮するかもしれない。しかしながら、①攻撃対象とすべきイランの核関連施設の特定が困難であること、②中東における米軍基地、イラクとアフガニスタンの米軍部隊、NATO・多国籍軍が反撃の対象にされること、③イラクのシーア派の反米主義を刺激し、イラクをさらに混乱させること、④世界におけるイスラム教徒の怒りを増大させ、欧米へのテロの危険性を高めること、⑤欧州、ロシア、中国との関係を悪化させること、⑥仮にイランの政権変更を達成したとしても戦後処理・復興・再建に莫大な費用を要すること、などの理由から、米国としてはイランに対する

先制攻撃を回避すべきであり、多国間外交による解決を追求することが最も賢明であろう。

ブッシュ政権は、北朝鮮の核問題に関して、イランの場合と同様、多国間外交による解決を追求し、米朝2国間による直接交渉には応じない姿勢を継続している。2006年7月5日の北朝鮮による弾道ミサイル発射、それを非難する国連安保理決議、さらに10月9日の北朝鮮による核実験、それを受けた国連安保理の北朝鮮制裁決議へと事態は急速に緊迫した。こうした状況のなか、中国による仲介が功を奏し、10月31日、米国、中国、北朝鮮の3カ国は、北朝鮮の核問題をめぐる六者会合を再開することで合意した。この合意を受けて、12月18日六者会合が北京で再開した。

2005年9月の六者会合で北朝鮮の核兵器および核計画の放棄などを盛り込んだ共同声明が採択されたが、その後六者会合は同年11月に中断されてから、北朝鮮の核問題をめぐる事態は悪化の一途をたどっていた。北朝鮮は、米財務省が2005年9月マネーロンダリング（資金洗浄）などを理由に中国・マカオ特別行政府にある銀行バンコ・デルタ・アジアに科した「金融制裁」の解除を求め、これをめぐって米朝直接協議の実現を目指したが、米政府は、資金洗浄問題は六者会合とは関係がないとして米朝協議を拒否した。北朝鮮は米国に対する反発を強め、2006年7月5日、長距離弾道ミサイル・テポドン2、中距離弾道ミサイル・ノドン、短距離弾道ミサイル・スカッドを含む計7発の弾道ミサイルを発射した。これを受けて国連安保理は7月15日、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難する国連安保理決議1695を全会一致で採択した。国連安保理決議1695は、北朝鮮に弾道ミサイル計画の活動停止と発射凍結の約束の順守や六者会合への無条件の即時復帰などを要求しているほか、国連加盟国に対して北朝鮮のミサイルや関連物資、技術などの移転防止を打ち出しており、米政府はこうした決議の履行を各国に求めた。

北朝鮮は態度をさらに硬化させ、10月3日に核実験を行うとの声明を出した後、同月9日、地下核実験の実施に踏み切った。ブッシュ大統領

は同日の緊急会見で、北朝鮮の核実験を「挑発的行為」として受け止め「国際社会はこれに対処する」と述べ、日本や韓国に対して抑止および安全保障上のコミットメントに言及するとともに、問題の外交的解決に取り組む姿勢を強調した。国連安保理は10月14日、北朝鮮に対する制裁決議である国連安保理決議1718を全会一致で採択した。国連安保理決議1718では、国連憲章7章に基づく経済制裁が発動され、WMDや関連物資の密輸を阻止するための貨物検査、金融制裁措置などが盛り込まれた。その後10月後半、ライス国務長官は東京、ソウル、北京、モスクワを訪問し、事態をエスカレートさせることなく、六者会合を通じた外交的解決に努力すると表明した。

北朝鮮の核問題をめぐる事態が悪化するなか、北朝鮮との直接交渉を拒否し続けるブッシュ政権の北朝鮮政策に対する批判が内外で高まった。ガルーチ元北朝鮮問題担当大使、ベーカー元国務長官など元政府高官、セリーグ・ハリソンなど専門家のほか、国連のアナン事務総長（当時）も米国に北朝鮮との2国間協議に応じるように促した。米議会においても与野党を問わず、米朝2国間交渉に踏み切るべきだとの意見が出された。こうした状況の下、米議会は2007会計年度の国防権限法案に、北朝鮮政策の見直しを行う「政策調整官」の新設を大統領に求める条項を盛り込んだ。法案は大統領に対し、成立から60日以内に政策調整官を指名し、調整官は北朝鮮政策の見直し、諸外国との協議のほか、北朝鮮との交渉における政策的指針とリーダーシップを示し、指名後90日以内にその結果を大統領と議会に報告するとされている。

12月18日に北京で再開した六者会合において米国は、金融問題に関する米朝協議に応じつつも、朝鮮半島の非核化に向けた具体的な行動を強く求めた。しかし北朝鮮は「核保有」の立場を強調し、米国が科した「金融制裁」の解除の要求に固執した。そのため実質的な協議は進展せず、議長国の中国が設置を提案した5つの作業部会——①朝鮮半島の非核化、②経済・エネルギー支援、③米朝関係正常化、④日朝関係正常化、⑤北東アジア地域の安保協力——など具体的措置についても合意に至らず、

22日に休会した。

このように六者会合は仕切り直しを迫られることになったが、協議が休会している間も北朝鮮は時間稼ぎをしながら、プルトニウムの抽出および核爆弾の製造、弾道ミサイル開発、弾道ミサイルに搭載可能な核弾頭の開発、寧辺にある発電規模 50 メガワット (MW) の原子炉建設、高濃縮ウラン計画などを推し進めることによって核能力の増強を図るのではないかという懸念も指摘されている。

3 対アジア戦略の動向と展望

(1) ブッシュ政権の対アジア戦略

冷戦期を通して米国は、アジア太平洋地域に利害を有する「太平洋国家」として、2 国間の同盟・友好関係とこれに基づく米軍の前方展開戦力のプレゼンスを維持することによって、地域の安定と繁栄に重要な役割を果たしてきた。今日、米国が直面する最大の課題は、テロとの闘いを含め、グローバルな拡がりをもつ問題であるため、アジアにおいても、自由の拡大にとって有利な勢力の均衡を図りつつ、新たな安全保障上の諸問題に対処できる態勢を構築するため、同盟および多国間協力を推し進めている。ブッシュ政権は、クリントン政権が策定したような東アジア戦略文書を公表していないが、ハドレー NSC 大統領補佐官によれば、東アジアにおける米国の安全保障戦略は次のような 3 つの基本的な考え方に基づいているとしている。

第 1 に、自由・民主主義の価値を共有する同盟国・友好国との関係が最も重要である。従って米国は、日本や韓国のほかにも、北東アジアではモンゴル、東南アジアではインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイとの関係を強化している。

第 2 に、地域やグローバルな安全保障上の課題に対して、東アジアのパートナーとともに協調的・創造的な取り組みを追求している。具体的な例としては、テロとの闘いにおける協力、スマトラ沖大地震・津波に

おける多国間協力などが挙げられる。

第3に、国際社会における「責任あるステークホルダー」としての中国の台頭を歓迎することである。ハドレー NSC 補佐官は、中国に対して世界貿易機関 (WTO) 加盟を支持し、北朝鮮の核問題に関する六者会合での主導権の発揮を促す一方、軍事力拡大、エネルギー資源の囲い込み、言論統制などについて懸念を示した。国防省が2006年5月23日に公表した、中国の軍事力に関する年次報告書においても中国の軍事力拡大の目的、軍事費の不透明性などが指摘されている。

近年、日米安全保障関係については、米軍の再編をめぐる日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）や自衛隊による国際平和協力の拡大などを通じて顕著な進展が見られる。2005年2月の共通戦略目標の合意、2005年10月の自衛隊および米軍の役割・任務・能力に関する共同文書の策定、さらに2006年5月、在日米軍などの兵力態勢の再編に関する「再編実施のための日米のロードマップ」文書の策定などによって、日米安保体制が一層実効的なものとなることが期待されている。ブッシュ大統領と小泉純一郎首相（当時）の両首脳は2006年6月29日の日米首脳会談で、「日米関係が歴史上最も成熟した2国間関係の一つである」という認識を示し、「21世紀の地球的規模での協力のための新しい日米同盟」を宣言した。

この会議において発表された「新世紀の日米同盟」と題する共同文書では、普遍的価値観と共通の利益が、地域および世界における日米協力の基盤を形成していることを踏まえた上で、政治・安全保障・経済のそれぞれの分野での2国間協力の評価および方向性が示された。安全保障面での協力としては、①弾道ミサイル防衛や日本における有事法制の整

備、② 2005 年 2 月の共通戦略目標の策定や、日米同盟の変革に向けた日米間の諸合意を歓迎し、米軍再編に関する合意は「米軍のプレゼンスをより持続的かつ効果的にするものである」と同時に、日米同盟がさまざまな課題に対処するために必要とする能力を確保するものであること、また、これらの合意の実施が、日米両国にとってのみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとっても必要であること、③ 強固な日米協力が、中国の活力を生かし、北東アジアの平和と安寧の維持に資すること、④ 豪州のような地域の友好国や同盟国との戦略的対話を増進する重要性の再確認、⑤ 北朝鮮に対し、2005 年 9 月の六者会合での共同声明における非核化の誓約を履行し、ミサイル実験モラトリアムの呼びかけ、⑥ テロとの闘いや、イラク新政府への支援、イラン問題など不拡散の分野での協力といった幅広い地球規模の活動に関し、両国の共同の取り組みの評価、⑦ 自然災害への対応のための能力強化支援や鳥・新型インフルエンザの予防・対処という地球的規模の課題について、連携して取り組んでいくことの確認など、「世界の中の日米同盟」という観点から、広範な分野における日米間の協力関係の重要性および将来の方向性が指摘されている。

米軍の再編が進む中、米韓同盟も新たな将来像を模索している。米韓両国は 2009 年までに在韓米軍の再編の完了を目指して、「未来の米韓同盟政策構想」(FOTA) 会議で合意された、在韓米軍の龍山基地移転や第 2 歩兵師団の再配置などは実施の段階に入った。自主外交・国防を掲げる盧武鉉政権は、米国に対して、米韓連合軍司令官(米陸軍大将)が持つ有事における作戦統制権を 2012 年に韓国軍に返還するように求めてきた。これに対し米国は 2006 年 8 月、有事の作戦統制権を 2009 年にも韓国軍に移管する意向を表明した。ローレス米国防省副次官は 2006 年 9 月 27 日、米下院外交委員会の公聴会で、作戦統制権移管後は、米韓連合司令部は解体され、米韓がそれぞれ独立した司令部を立ち上げ、米軍は米軍司令官の指揮の下で、韓国を支援する態勢になると述べた。

ブッシュ政権は 2006 年 7 月、東南アジア諸国連合(ASEAN)の国々

とともに、「ASEAN・米国間の強化されたパートナーシップ」の確立に向けた枠組み文書に署名した。これは、安全保障、経済協力、社会・教育協力の3分野を中心とした包括的なものである。米国としては、ASEAN諸国に対して、テロとの闘い、海洋安全保障、鳥インフルエンザ対策など安全保障分野における協力のほか、貿易・投資に関する協定に向けた交渉も進めている。

2006年9月にタイで発生した軍事クーデターについて米国は、クーデターに対しては軍事援助を差し止めるという米国内法などの観点から、軍事訓練向けを含む約2,400万ドル相当の支援の凍結を表明した。また、ブッシュ政権は2005年11月、インドネシアへの軍事資金援助および軍事関連の輸出の再開を決定、さらに2006年2月には軍人教育プログラムも再開させた。

(2) 米印関係の転換とその国際的含意

ブッシュ政権は、インドを戦略的パートナーとして位置付けるとともに、広範囲な分野で米印関係の強化を進めている。06NSSでは、インドを米国と価値観を共有する偉大な民主国家として、米国と協力しながら世界規模で大国にふさわしい役割を担いつつあるとしている。また06QDRでは、インドを21世紀の国際的安全保障環境に大きな影響を及ぼし得る、戦略的岐路にある大国の一つであり、米国の重要な戦略的パートナーとして位置付けている。

インドは冷戦期において非同盟外交を展開しつつ、ソ連との友好関係を維持したために、戦略目標を異にする米国とは疎遠な関係にあった。冷戦の崩壊を契機として、対米関係の改善が図られるようになったが、98年5月のインド核実験で関係改善への動きは頓挫し、米国は経済制裁を発動、米印関係は冷却化した。しかしその後も、米印高官による戦略対話を通じて関係改善が図られ、2000年3月にクリントン大統領が訪印し、首脳会談の定期開催、核実験のモラトリアム、経済・技術協力の推進などをうたった「米印関係：21世紀へのビジョン」と題する共同文書

を発表した。同年9月、バジパイ首相が訪米した際にも共同文書が発表され、貿易・投資、軍備管理、テロ対策、エイズなどの感染症など広範な分野における2国間関係の強化が打ち出された。

2001年9・11テロ事件によって米印関係は更に緊密化した。9・11テロ事件を契機として、98年の核実験後にインドとパキスタンに科された制裁の適用は停止され、印パ両国は米軍機による領空や国内の軍事施設の使用を容認し、アフガニスタンにおける軍事作戦に対して全面的に協力した。インド海軍は2002年4月マラッカ海峡において、アフガン軍事作戦への支援に向かう米国の貨物船を護衛し、米印間の軍事的連携の深まりを内外に示した。米印両首脳は2004年1月、「戦略的パートナーシップにおける次の段階」(NSSP)と題する声明を発表し、民生用原子力、宇宙開発、ハイテク関連貿易の3分野で協力関係を推進することに合意した。声明では、ミサイル防衛に関する対話の拡大やWMDの拡散防止への取り組みなどについても確認された。同年9月、ブッシュ大統領とシン首相との首脳会談では、NSSPの第1段階の終了が確認され、米印間の軍事協力の拡大など戦略的パートナーシップの発展がうたわれた。

近年、特に安全保障の分野における米印協力には顕著な進展が見られる。ラムズフェルド国防長官とムカジー国防相は2005年6月28日、今後10年間を見据えて、「米印防衛関係の新しい枠組み」と題する文書に署名した。同文書では、安全保障と安定の維持、テロおよび宗教的過激主義の打破、WMDの拡散防止、陸・海・空における通商ルートの防衛といった安全保障上の利害の共有を確認したうえで、共同軍事演習・交流の実施、テロ対策およびWMDの拡散阻止のための能力構築、軍事技術・兵器の共同生産や研究開発の検討、ミサイル防衛協力の拡大、災害救援能力の強化、平和維持活動への取り組み、情報交換などに合意した。こうした米印間の合意を踏まえて、2005年9月から10月にかけてアラビア海で行われた海軍共同演習「マラバール2005」には両国からあわせて6,000人以上が参加した。本演習には両国から初めて空母も参加し、対潜作戦、対テロ作戦、洋上給油、搜索救難などを含む大規模な訓練が

行われた。2005年11月には、初めて早期警戒管制機（AWACS）を含んだ米印空軍間における共同演習が西ベンガル州のカライクンダ空軍基地で行われた。さらに2006年1月のヒマラヤ山麓における陸軍間で中隊規模の共同演習、同年2月の海軍間で空母の参加を含む共同演習など、米印間で共同演習は頻繁に行われるようになってきており、両国の軍の間の相互運用性を向上させている。兵器の調達分野でも米国はF16やF18などの高性能の戦闘機の売却にも応じると表明するなど、米印協力が進んでいる。

ブッシュ大統領とシン首相は2005年7月18日の首脳会談で、米印関係をさらに一層進化させ、グローバル・パートナーシップを確立すると表明した。共同声明では、2004年のNSSPの完了が確認され、経済、エネルギー、環境、安全保障、ハイテク技術、宇宙開発など広範な分野における協力がうたわれた。ここで注目されるのは、核兵器不拡散条約（NPT）未加盟の核兵器保有国であるインドの原子力協力に対する米国の大きな方針転換である。ブッシュ大統領は、インドがこれまで「先進的な核技術を有する責任ある国家」としてWMDの拡散防止に強くコミットしてきたことを評価、インドに対して民生用原子力協力の実現に取り組むことを表明した。インドは、①原子力施設・計画を民生用と軍事用に特定・分離、②民生用核施設については自発的にIAEAの保障措置に従った査察の受け入れ、③核実験のモラトリアムの継続、④核技術を保有しない国に濃縮・再処理技術の移転をしないこと、⑤ミサイル技術管理レジーム（MTCR）および原子力供給国グループ（NSG）の指針を順守することなどに合意した。米国は、関連する国内法の改正に向けて米議会の同意を求めること、NSGに働きかけてインドが民生用原子力協力や各関連物質の貿易が可能となる国際的な体制作りに取り組むことなどを表明した。

このような基本合意に基づいて米印間で交渉が進み、2006年3月2日、米印両首脳は民生用原子力協力に関する細部条件について「歴史的」な最終合意に達したとして、米印民生用原子力協力イニシアティブを表

明した。加えて両首脳は共同声明において、経済・貿易、環境、安全保障など多くの分野の協力をうたった。この合意によってインドは、①現在国内で稼働中および建設中の核施設 22 基のうち 14 基を民生用とし、IAEA による保障措置の下に置く、②将来建設する民生用核施設および高速増殖炉もすべて保障措置の対象とする、③ IAEA と恒久的な査察体制の協議に入る、④核技術を保有しない国に濃縮・再処理技術の移転をしない、⑤核実験のモラトリアムの継続、⑥核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の妥結を米国とともに働きかける、などに合意した。シン首相は 3 月 7 日の国会演説で、① 14 基の各施設は 2006 年から 2014 年までに段階的に IAEA の保障措置下に置かれる、②タミルナド州カルパッカムの高速増殖炉と高速増殖実験炉は保障措置の下に置かない、③将来のすべての民生用原子力発電所および高速増殖炉を保障措置の下に置くが、民生用としかどうかを決定する権利をインドのみが有することなどを公表した。

ライス国務長官は 2006 年 4 月 5 日の米上下両院外交委員会で米印民生用原子力協力イニシアティブが米国にもたらす利点として、以下の 5 つを挙げて議会の支持を求めた。第 1 に、米印のグローバルな戦略的パートナーシップを深めることである。すなわち農業、宇宙開発、科学技術の分野における協力、今後 3 年以内における米印間の貿易額の倍増、海洋安全保障分野における軍事関係を拡大するなど広範な協力関係の構築により、米印関係を新たな戦略的次元に格上げする。第 2 に、インドのエネルギー安全保障の強化を図ることである。経済成長にともなうエネルギー需要が増えつつある中、イランなど海外からの石油・天然ガスへの依存を高めることなく、エネルギー源の多様化の促進を図る。現在 2% 程度の総電力における原子力への依存を長期的には 20% 程度まで高めることが見込まれている。第 3 に、原子力エネルギーへの依存を高めることは、大気汚染や地球温暖化ガス問題への取り組みの一環として、環境面でもプラスの効果が期待される。第 4 に、民生用原子力関連分野における貿易・投資を促進させるなど米国企業にも良い影響が見込まれる。

最後にライス国務長官は、インドを国際的な不拡散体制に取り込むことによって、グローバルな不拡散体制を強化することが期待されると訴えた。

今回の米印合意については、NPT 未加盟のインドの核兵器保有を米国が事実上認知したものと受け取られ、NPT 体制が一層弱体化しかねないとの懸念がある。これに対してライス国務長官は、「インドを重要なパートナーとして不拡散レジームに引き寄せ、核テロの防止、核の安全性の強化、さらに不拡散レジーム強化への取り組みにとって、画期的でタイムリーなもの」とするエルバラダイ IAEA 事務局長の発言を引用しつつ、インドを不拡散体制の枠外に孤立させたままにしておくよりは、今回の米印協力によって国際的な枠組みに取り込んだほうが明らかに良い結果をもたらすと主張した。さらにライス長官は、北朝鮮やイランの核保有を容認せず、インドのみを例外として扱うのは米国の核不拡散政策の「二重基準」であるとする批判に対して、民主主義国でありこれまで責任を持って核不拡散を徹底してきたインドを、NPT の加盟国であるが公約を破ってきた北朝鮮やイランと同様に取り扱うことはできないと反論した。また、今回の米印合意の結果、インドの核兵器開発が今後も継続され、南アジアにおける軍備競争につながるのではないかという懸念に対して、ライス長官は、そのような軍備競争は印パ関係の状況によって起こり得るもので、今回の米印合意とは関係がないと指摘した。

米下院本会議は 2006 年 7 月 26 日、米印原子力協力の実現に必要な関連法案を 359 対 68 の大差で可決した。さらに 11 月 16 日には米上院が 85 対 12 の賛成多数で同様の法案を可決した。その後これらの法案が上・下院両院協議会で一本化され、12 月 9 日に米議会で可決、12 月 18 日にブッシュ大統領による署名を経て同法は成立した。しかしながら、米印合意実施のためにはインドと IAEA 間の保障措置協定や NSG の合意を得る必要があり、今後の成り行きが注目される。

以上見てきたように、米国は従来 of インドに対する不拡散政策を大きく転換させ、米印関係をグローバルな戦略的パートナーシップとして新

たな戦略的次元に格上げした。このことは 21 世紀における米国の安全保障にとって重要な意味を持つ。カーネギー国際平和財団のアシュレイ・テリスによれば、①アジアの平和と繁栄を支えるような安定した地政学的秩序の形成、②核関連物資および技術の拡散防止と効果的な不拡散体制の維持、③自由な社会の擁護および自由を拡大するような世界秩序の維持、という 3 つの戦略目標の達成のために強固な米印パートナーシップが不可欠であると論じている。米印パートナーシップを「中国封じ込め」を狙ったものとしてとらえる見方に対して、現時点では中国封じ込め政策は非現実的かつ不必要であるとテリスは指摘する。なぜならば、現在の米印政府は中国とのそのような敵対関係を望んではないからである。また、イランの核開発を牽制する上では、すでにインドが IAEA 理事会（2005 年 9 月および 2006 年 2 月）で米欧の立場を支持したこともあり、インドの対イラン政策の今後の動向が注目される。